

横須賀市人権施策推進指針〔改定版〕P43「7 災害に伴う人権問題」への追記について

7 災害に伴う人権問題【新】

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災による災害及びそれに伴う原子力発電所の事故により、現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされ、避難している方々への風評に基づく心無い嫌がらせも発生しました。そうした中で、さまざまな事情を持つ被害者への支援や配慮など、災害に伴う人権に関わる問題が改めて認識されることになりました。

災害に備えて、地域との連携を図り、災害に対する日頃からの心掛け、避難などについて周知・啓発を行うとともに、同じ環境下でも、人によって自由や安心の度合い、必要な支援が違うことについての理解促進に努めます。

女性や災害時要援護者、障害者や高齢者等あらゆる人の気持ちに寄り添う避難所運営の啓発などの災害対応に努めます。

また、災害という非常時に際しては、平時よりも人権擁護に関する姿勢や意識が薄くなりがちなため注意が必要です。

※令和3年3月に「新型コロナウイルス感染症関連」について以下を追記

新型コロナウイルス感染症の拡大は、自然災害ではないものの私たちを脅かす危機であり、災害に通じるものです。

新型コロナウイルス感染症に関連して、差別、偏見、誹謗中傷、いじめ等を行うことはあってはならないことです。

また、不確かな情報や誤った認識から人権侵害につながるものがないよう、正確な情報発信と啓発に努めます。